

● 7月	● 6月	● 5月
20日 議会全員協議会	26日 議会運営委員会	17日 5月臨時会・議会全員協議会
21日 6月定例会本会議(最終日)・議会全員協議会・議会報編集委員会	2日 6月定例会本会議(初日)・議会全員協議会	● 8月
16日 6月定例会本会議(第3日)・議会運営委員会	4日 市民福祉常任委員会	21日~22日 議会運営委員会 行政視察(三重県伊賀市)
15日 6月定例会本会議(第2日)	7日 経済建設常任委員会	29日 議会報編集委員会
10日 基地対策特別委員会	8日 総務教育常任委員会	30日 厚木基地に関する要望書提出(防衛省ほか)
8日 基地対策特別委員会	5日 基地対策特別委員会 行政視察(沖縄県那覇市・那覇基地)	
	10日 京都府木津川市議会議員来市(図書館の指定管理者制度)	

議会の動き



市の鳥「かわせみ」



5月下旬から6月上旬にかけて、光綾公園や城山公園など約2200本のバラが満開に咲き誇りました。今年も市内外から多くの人々が見物に訪れていました。光綾公園バラ園にて。



市の木「やまもみじ」

● 議会運営委員会
 視察日程・7月21日~22日
 【三重県伊賀市】
 ▽議会改革について
 ▽議会運営について

委員会では、優れた施策を市政に反映させるため、先進地などを視察して、特定事項について情報を収集し、専門的知識を深めています。視察内容の詳細は、議事事務局で閲覧できます。

委員会の行政視察



伊賀市役所にて

6月定例会で可決された意見書

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

雇用形態の多様化により非正規労働者が増加し、1,000万人を超える労働者が年収200万円以下となっている状況から、最低賃金制度がセーフティネットとして、一層適切に機能することが求められている。

真にセーフティネットとして有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善、特定最低賃金における企業内最低賃金協定の締結拡大、適用労働者の拡大と均等・均衡待遇が重要な課題である。

よって、国においては、平成22年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定にあたり、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。また、特定最低賃金については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。
 - 2 改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、本来あってはならない最低賃金以下の労働者をなくすため、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。
 - 3 最低賃金法における地域別最低賃金の原則では、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされていることから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 6月21日

綾瀬市議会議長 青 柳 慎

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
国家戦略担当大臣 神奈川労働局長 あて

義務教育費国庫負担制度存続、教職員定数改善計画早期策定を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方財政の窮乏を背景として地方自治体の義務教育費の支出に不均衡が生じることのないように、全国どこでも、すべての子供たちが均等に教育を受けられるように制度化され、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として、現行教育制度の重要な根幹をなしている。

しかし、地方分権が推し進められる今日、義務教育費国庫負担制度の存続そのものが危ぶまれる状況にある。一方的に義務教育費国庫負担制度を縮小・廃止することは、地方財政を圧迫するとともに、全国的な教育水準の確保・教育の機会均等に困難な状況を生じかねない。

一方、少人数学習や少人数学級などの実施は、子供たち一人一人の課題に応じたきめ細かな指導ができ、保護者や子供たちからも評価を得ていることから、次期教職員定数改善計画の早期策定を初め、教職員配置のさらなる充実が必要不可欠といえる。

よって、国においては、教育の機会均等を引き続き確保するとともに、教育水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を存続し、教職員定数改善計画を早期に策定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 6月21日

綾瀬市議会議長 青 柳 慎

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣
財務大臣 文部科学大臣 国家戦略担当大臣 あて

『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。

「あやせ市議会だより」は、直接お届けしています

あやせ市議会だよりは、市シルバー人材センターの会員が配布しています。お手元に届かない場合は、同センター(☎70-3088)へご連絡ください。

次号は、11月15日発行です。